

日米の内部統制報告制度と内部監査

研究会No.26

C I Aフォーラムは、C I A資格保持者の研鑽及び相互交流を目的に活動する、社団法人日本内部監査協会（I I A－J A P A N）の特別研究会である。各研究会は、担当の座長が責任をもって自主的に運営し、研究期間、目標成果を設定し、研究成果を発信している。

当研究報告書は、C I Aフォーラム研究会No.26が、その活動成果としてとりまとめたものである。報告書に記載された意見やコメントは、研究会の「見解」であり協会の見解を代表するものではなく、協会がこれを保証・賛成・推奨等するものでもない。

序章 日米の内部統制報告制度と内部監査

米国では頻発した会計不正事件を受けて上場企業の代表者に対して開示書類の適正性に関する確認が求められ、2002（平成14）年サーベンス・オクスレー法（以下U S－S O X法）の成立により、内部統制の構築と有効性の評価、及びその監査が義務付けられた。

我が国では、2006（平成18）年に証券取引法が金融商品取引法に改正され、上場会社は有価証券報告書とあわせて内閣府令で定められるところによって内部統制報告書を内閣総理大臣に提出することとなり、2008（平成20）年4月1日以降開始する事業年度から適用されている。

金融庁の公表によれば、2009（平成21）年6月末までに内部統制報告書を提出した2,670社のうち、2,605社（97.6%）の内部統制は有効、56社（2.1%）に「重要な欠陥」があり、9社（0.3%）が意見不表明、とされる（「平

成21年3月決算会社に係る内部統制報告書の提出状況について」平成21年7月7日）。米国の初年度の報告では約16%の企業が内部統制は有効でないとして発表している（日本経済新聞、2009（平成21）年7月2日付）ことと比較すると、我が国の内部統制報告書の評価結果は良好であるとされた。

内部統制に「重要な欠陥」が無く外部監査人から適正意見が表明されれば法制度の目的は一応達成されるが、これにとどまらず、内部監査人は所属する企業の独立的部署の一員として日々、能力、スキルの向上に努め、監査役・監査役会、外部監査人等と協力して組織体に価値を付加し、また改善するための不断の努力が必須である。

内部統制報告制度における内部監査の役割は、日米どのようなものであったか。また、今後どうあるべきか。C I Aフォーラム研究会No.26は、このテーマを約1年にわたり研究した。

第1章 US-SOX法以前の規制

「現代は『内部統制の時代』です。」と町田祥弘（2008）3頁はまえがきの冒頭で述べる。そして町田（2008）23頁において「内部統制は組織内において業務に組み込まれたプロセスです。だとすれば、従来から内部統制は企業内にあったのではないのでしょうか。—中略—内部統制は、いかなる組織であってもその程度の差こそあれ、すでに存在しているのです。」と述べている。また、町田（2008）23頁で「今、議論され、求められているのは、そうした既存の内部統制を可視化すること—中略—にほかなりません。企業内の内部統制を文書等の形で目に見えるようにすることで、その業務に直接携わっていない者が評価したり、監査したりすることができるようになります。」と言う。

第1章では日本に比し、古くから内部統制について論じられてきたアメリカの内部統制史を主に、内部統制規制の変遷をたどってみる。

アメリカの大企業の監査に当たって、19世紀末から20世紀初頭にかけて不正の摘発等の精査から試査へと移行する中で、勅許会計士（CA）や公認会計士（CPA）といった専門家の存在により会社の内部牽制システムを利用するようになっていったと考えられる。銀行融資のための貸借対照表監査の時代に入って、1917～1918年には連邦準備制度理事会（FRB）から「内部牽制の必要性」が議論されるようになった。柿崎 環（2005）11頁は「1929年の大恐慌の年には、アメリカ会計士協会（AIA、アメリカ公認会計士協会（AICPA）の前身）が『財務諸表の検証』という報告を出したが、そこではまだ監査のための評価対象としての『内部統制概念』は十分に認識されていなかったと述べている。更に柿崎（2005）11～12頁は、公認会計士監

査を単なる従業員不正や間接金融のためではなく、証券市場機能の確保に活用する要請が高まっていったと述べる。法的に財務諸表監査が強制されるのは1933年証券法の制定によるものであり、柿崎（2005）4頁では1934年証券取引所法に初めて内部統制構築義務が規定されたと言う。更に柿崎（2005）16頁には目論見書、登録書、年次報告書の作成・開示を定めた1933～1934年の法制定により、「情報開示を行うための社内のシステムに徐々に関心が寄せられるようになっていったと思われる。」の記載がある。

この動きから10年以上飛ぶが、町田祥弘（2008）44頁は、1947年に試案ではあるがAIAの『監査基準試案』に初めて、正式に「内部統制」が位置づけられたと述べる。これは正式の監査基準にはならず、試案のまま終わったと言う。

日本でも内部統制概念の輸入は早く、町田祥弘（2008）57～58頁は「日本で初めて内部統制概念が示されたのは、1950年に公表された『監査基準』です。—中略—しかし、同基準は実際に適用されることはなく、1956年、本格的な財務諸表監査の導入に際して、『監査基準』は全面改訂され、1950年基準にあった内部統制組織に関する規定は削除されてしまいました。」と述べる。そして町田（2008）60頁で「監査基準」における内部統制の復活について次のように述べる。「1950年『監査基準』の前文の後、初めて監査の基準において内部統制に関する規定が示されたのは、1965年改訂の『監査実施準則』でした。—中略—有効な内部統制組織の存在が、財務諸表監査ないし試査の前提となることを明示したのです。」

話をアメリカに戻すと、柿崎 環（2005）12頁は1949年にAIAから特別報告書『内部統制』が発表され、そこでは非常に広義な定義が定められ、これに対しては賛否両論が巻き起こった旨を述べている。

町田祥弘 (2008) 59頁は、A I A の『内部統制』の内容は1970年に日本会計研究学会が公表した『財務諸表監査における内部統制の研究』に大きく反映され、日本における内部統制の考え方の基礎を形成することになったと述べている。

柿崎 環 (2005) 13頁では、A I A の『内部統制』以降の監査基準書 (S A S) における内部統制概念は、「公認会計士監査の監査証明責任を画する基準として求められる明確性の要請」と「企業の実態的側面を把握するための内部統制評価の要請」との間の攻防によって揺れ動きながら展開していくと言う。

アメリカ証券取引委員会 (S E C) の動きについてふれると、柿崎 環 (2005) 17頁によれば、S E C も内部統制に関心を持ち、内部統制不備から生じる会計帳簿・記録の虚偽記載に対し、裁判所に対して差止請求を起し、S E C 自身も行政処分を下していった。柿崎 (2005) 20~21頁は、1970年代に入ると、S E C は会社の内部事項にも口を出し、こうしたS E C の積極的活動に対して行き過ぎであるとの批判が高まっていったと叙述している。1970年代のアメリカは企業業績の低迷、開示の不徹底、粉飾、企業による不正行為多発の時代であった。このような背景の下に、1977年「海外不正支払防止法 (F C P A)」が制定され、F C P A に、初めて (刑事罰を伴う) 「内部統制構築義務」が明文で定められることとなったと柿崎 (2005) 360頁で述べている。

1933年証券法・1934年証券取引所法の財務諸表監査の義務付けから、40余年後によく内部統制構築義務が定められた。この義務付けに対して実務界から反論が提起され、特にF C P A の会計基準の曖昧さと企業負担のコスト増が第一の反論であった旨を柿崎 環 (2005) 46頁で述べている。そして柿崎 (2005) 46頁で企業は懲罰的罰則を恐れて、内部統制整備にコストを費やしたと言う。こ

のF C P A の施行の結果を柿崎 (2005) 46頁で以下のように結論付けている。「公開会社の多くが内部監査部門の規模を拡充し、自社の内部統制システム構築に対して一層の注意を払うようになった。その意味でこの時期に、F C P A の制定が企業の内部統制の整備拡充に与えた貢献は決して小さいものではない。」

しかしF C P A 制定にもかかわらず、不正な財務報告はなくなり、1987年に「トレッドウェイ委員会」が『不正な財務報告』を公表した。この報告は内部統制の問題については未解決であり、トレッドウェイ委員会を支援した5団体がトレッドウェイ委員会支援組織委員会 (Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission、以下C O S O) を立ち上げ未解決の問題に取り組んだ。C O S O は1992年と1994年に内部統制のフレームワークに関する報告書を公表した。C O S O の規定したフレームワークは1995年のA I C P A のS A S、1998年バーゼル銀行監督委員会のフレームワーク、それを受けた各国の金融検査マニュアルを通じて、デファクト・スタンダードとなっていったと町田祥弘 (2008) 50~57頁で述べている。

2002年のU S - S O X 法で内部統制整備の要請が更に強くなり、企業は今までかけていた以上のコストをかけて、内部統制の再構築に当たった。

日本もC O S O モデルに準拠しながら、企業会計審議会からI T や資産の保全を加えた内部統制基準及び意見書、日本公認会計士協会からも基準に沿った実務指針が出されたが、今までに内部統制システム整備に注力した経験がなく、一気にU S - S O X 法水準に追いつこうとするのは無理があったのでは無いかという気がする。施行日まで時間の余裕がなく、アメリカで上場している企業はどうやっているのか、U S - S O X 法に通じたコンサルタント、監査法人の意見はどうかといったことに振り回されてしまったと言える。

自社の身の丈にあった内部統制のあり方、構築・整備の仕方について考える時間がなかったというのが実感である。ただし、連結子会社等を含めた全社員動員といっても過言ではない内部統制構築の騒ぎも、翌年度への内部統制業務の定着化と内部監査要員の充足、そして本来組織としてあるべき規程類の見直しと整備という面では効果があったのではないかと考えている。

第2章 US-SOX法と内部監査の役割

2002年7月30日、US-SOX法が成立した。この法律の構成は、全11章に及ぶ広範囲なものである。このうち、第1章（PCAOB（公開会社会計監視委員会））、第2章（監査人の独立性）、第4章（財務情報の開示強化）などが、特に内部監査人の役割に影響を与えている。

第1章において創設されたPCAOBは、監査基準の制定を大きな役割の1つとしている。PCAOBの策定した新たな監査基準により、外部監査のプロセスが変更されることになり、更にそれにより企業の内部監査のプロセスにも変化を与えることになった。

PCAOBの監査基準書第1号から第6号の内、特に第5号（財務報告に係る内部統制監査）では、それまでの基準の簡素化の一環として、外部監査人が内部監査人の仕事の結果を利用することを許容している。そのためには、外部監査人はAICPAのSAS第65号（財務諸表監査における内部監査機能の検討）を実施することになる。

また、第2章の監査人の独立性に関連して、US-SOX法が成立するまでは内部監査は少なからず外部監査人にアウトソーシングされていた。しかし、US-SOX法第201条による外部監査を受託している監査法人への内部監査業務のアウトソーシング禁止によ

り、企業の内部統制評価について、内部監査人の役割が急激に増大した。

一方で、US-SOX法302条と404条の要求事項は、それに先行する1934年証券取引法Sec.13の規定と比較して、報告の責任主体が明示され、しかも刑事罰が強化され、更に開示が求められる内部統制の範囲が広がった。

こうしたことで、規制対象となる公開企業は大きなコストを負担して、その対応策を実施し始めたが、対応プロセスについては手探りの状況にあった。そのため、企業の経営陣は、自らの責任において行うべき内部統制の構築について、社内において最も内部統制に理解の深い内部監査部門に対して、その対応を担当させる動きが広がってきた。

そして、内部監査機能の側においては、このような経営者の短絡的な発想が生じてきたことへの懸念が高まった。また、US-SOX法はCOSOフレームワークにおける内部統制の目的のうち財務報告の信頼性のみに焦点を当てており、内部監査人の業務が財務報告に係わる内部統制の整備及び運用の評価という狭い範囲に制限されているという見方も出てきた。

こうした流れを受けて、内部監査人協会（IIA）は、2004年5月にInternal Auditing's Role in Section 302 and 404 of the U.S. Sarbanes-Oxley Act of 2002（US-SOX法302条及び404条における内部監査の役割）を発表し、企業のUS-SOX法対応における内部監査人の関与と役割を明確に示した。このガイダンスは、内部監査人が、あくまで客観性と独立性を維持しながら、企業目的の達成に貢献する道を示唆したのである。

US-SOX法が施行されて6年余りが経過したが、その間US-SOX法は様々な側面で企業経営に大きな影響をもたらし、US-SOX法の運用規則の改善もされてきている。その中で、歴史的に見ればUS-SOX法が、企業経営における内部監査機能の重

要性を周知させ、内部監査人の位置付けを向上させることに決定的な役割を演じたことは強調されるべきである。

第3章 内部統制のフレームワーク

内部統制のフレームワークで代表的なものは1992年に作成されたCOSOフレームワークであり、US-SOX法の評価基準であると同時に、国際的な評価基準ともなっている。COSOフレームワークは3つの目的と5つの要素から構成されている。

我が国の内部統制報告制度（以下J-SOX）においても、基礎となるフレームワークはCOSOであるが、COSOを基礎として選択した背景を、企業会計審議会内部統制部会〔2005（平成17）年2月～2007（平成19）年1月、全16回〕の議論から少しふれてみたい。

2004（平成16）年10月中旬以降、証券取引法上のディスクロージャーをめぐり、不適正な事例が相次ぎ、それを受けて2004（平成16）年11月16日、金融庁は「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について」において、金融審議会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループに、「財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の評価と公認会計士等による監査のあり方」について検討を要請した。更に2004（平成16）年12月24日「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応（第二弾）」により、基準の明確化を前述の内部統制部会（八田進二部会長）に検討を要請した。

我が国において、基礎となる評価基準の検討は、始めからCOSOと決定されていたわけではなく、第3回内部統制部会において、COSO以外の評価基準を採用している国の紹介がなされている。カナダ、フランス、イギリス、韓国、ヨーロッパ連合（EU）、国

際監査・保証基準審議会（IAASB）の事例が紹介されており、特にイギリスのターンバル・ガイダンス、カナダ勅許会計士協会（CICA）のCOCO（統制規準審議会）に関してはくわしく説明がなされている。その他、イギリス、フランス、カナダ、米国の内部統制に関し、「経営者の評価」の根拠法、フレームワーク、内部統制の目的、要素、「会計士の検証」の根拠法、検証基準、監査手続及び監査報告等が、部会メンバーにより、比較検討された。米国では既にUS-SOX法に基づく内部統制報告制度が実施されており、対象企業の人的及び金銭的な負担が大きいたことが重大な問題となっていたので、内部統制部会ではCOSOに捉われない、米国以外の国のフレームワークも検討して我が国の実情を踏まえた合理的な内部統制の枠組みを構築すべく、活発な議論が繰り広げられた。

1998年、バーゼル銀行監督委員会がCOSOを基礎とした内部管理体制を構築し、それは1999（平成11）年7月、我が国の通称「金融検査マニュアル」に取り入れられた。また企業会計審議会第二部会が2002（平成14）年1月25日に公表した「監査基準」を受けて改訂された日本公認会計士協会の監査基準委員会の監査基準委員会報告書「統制リスクの評価」には、COSOの内部統制フレームワークの概念が導入されていた。すなわち、我が国には既に間接的にCOSOフレームワークが取り入れられてきており、内部統制部会で様々な面からの議論がなされたものの、最終的にはCOSOフレームワークを基礎とすることに大きな抵抗感はなかったものと考えられる。

第4章 我が国内部統制報告制度の特徴（US-SOX法との比較から）

これまでの章で述べたように、米国ではエ

ンロン事件（2002年）等の会計不祥事を経て、上場会社の経営者がU S - S O X法により開示書類の適正性を求められている。

我が国でも2004（平成16）年の鉄道会社事件等、有価証券報告書の虚偽記載が発覚する不祥事が相次いだことから、2006（平成18）年制定の金融商品取引法により、内部統制報告制度が導入された。

両国とも企業開示の不祥事を反省して内部統制報告制度が制度化されたが、先行導入された米国の実例と問題点を加味し、我が国では独自の工夫が加えられた。

まず、米国では、経営者の評価に対する監査と外部監査人が直接行う内部統制監査の両建てでスタートしたが、企業側の負荷が重過ぎるとの理由から、監査法人が行うダイレクトレポーティングのみに変更された。

これに対して我が国では、その先例を教訓に、負担軽減を目的として経営者の評価報告書に対して外部監査人が監査する制度として設計された。つまり、外部監査人が行う内部統制監査では、それに先立って行われた経営者による評価結果報告を、後から外部監査人が検証することになる（ダイレクトレポーティングの不採用）。

また、効率的な外部監査人の監査を期待するため、内部統制監査は財務諸表監査と同一の監査人が行う原則とされ、両者は監査計画の立案から意見表明まで監査の一連の手続き過程のすべてにおいて一体となって実施される。更に内部統制監査で得られた監査証拠と財務諸表監査で得られた監査証拠は、相互に利用可能な建付けとなった。

実務的には、内部監査部門が実質的な担い手として経営者の立場で内部統制評価を行い、経営者に代わって内部統制報告書を作成し、外部監査人の監査を受けることになる。

以上が、我が国制度の特徴である。

第5章 我が国内部統制報告制度における内部監査部門の役割

内部統制報告制度を理解するために、「内部統制」という用語を再確認したい。米国では1992年にC O S Oフレームワークが公表され、我が国でもこれをベースとして、2005（平成17）年7月の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（公開草案）」を皮切りに、2006（平成18）年11月の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準（公開草案）」に寄せられた意見等を踏まえつつ、2007（平成19）年2月公表の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（以下「意見書」）により、一応の完成に至った。

「意見書」において、内部統制は、6つの基本的要素（①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥ITへの対応）から構成され、企業の4つの目的（(1)業務の有効性と効率性、(2)財務報告の信頼性、(3)事業活動に関わる法令等の遵守、(4)資産の保全）の達成のために企業内のすべての者によって遂行されるプロセスである、とされた。我が国独自の要素として6つ目のITへの対応が追加されたが、考え方の根本はC O S Oの基本的枠組みを踏襲したものである。

内部統制は殊更に新しく作成導入された概念ではなく、これまで何らかの形で会社関係者の目の前を通り過ぎていたものが、四半期開示制度や確認書制度と並んで金融商品取引法の1つの要素として明文導入されたと理解できる。内部統制報告制度が導入されたから、経営者は内部統制を整備することが新たに求められた、という建付けではない。

「意見書」は、制度の運用において4つの

目的のうち財務報告の信頼性を確保することに絞られていることがポイントである。再三「財務報告に係る」という句が挿入されて運用の対象が限定され、財務報告以外の目的を達成するための内部統制の整備及び運用は直接的には要求されていない。この点、金融商品取引法第24条の4の4第1項においても財務報告に関する体制である旨明確に限定され、従来の有価証券報告書に加えて内部統制報告書の提出が、以下のように求められている。

上場会社等は、「事業年度ごとに、当該会社の属する企業集団及び当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制（略）について、内閣府令で定めるところにより評価した報告書（以下「内部統制報告書」という。）を有価証券報告書—中略—と併せて内閣総理大臣に提出しなければならない。」

従来、外部監査人による監査は財務諸表監査だけであり、いわゆる経理部門が全面的に外部監査人との窓口を担ってきた。特に、見積もりや判断を伴う決算整理項目の処理などは、経験に裏打ちされた経理部門の役割が不可欠である。監査はまず財務諸表の数値把握からスタートするが、近年のめざましいITの発達により、経理部門は財務諸表作成のかなりの部分をシステムに依存して自動的にできるようになってきた。業種によっては、会計システム前段階の業務プロセスで自動処理システムが導入されることも多く、迅速性と正確性が両立される。その反面、経理部門が現場での数値の積み上げにふれる機会が減り業務のコントロールが脆弱化する危険も内在している。

一方、内部統制監査が新たに追加され、主として内部監査部門（経営監査部、内部監査部、業務監査部、監査部など）が経営者の立

場で会社の内部統制の整備運用状況の検証評価を行い、第4章で言及したとおり、評価の結果を外部監査人に説明することとなった。外部監査人が依拠する内部統制評価結果報告書は、内部監査部門が現場で自ら手を動かして収集した証跡が根拠であり、価値の高い成果物である。

高度に職能専門的な経理部門においても過誤を犯す危険が内在している昨今、外部監査を意義あるものとするならば、自ずと内部統制監査の活用が有効であり、外部監査人が内部監査部門との密接な連携を図って多数の具体的な証跡に依拠する機会が増えるであろう。内部統制評価結果報告書の作成提出に至る内部監査作業は膨大で複雑だが、外部監査人に対する法的な裏付けを得たことは、内部監査部門の相対的な地位が高められた証しであると理解される。

第6章 会社法と金融商品取引法における内部統制について

この章では、我が国の法律を踏まえ、内部統制について考えることとしたい。具体的には、会社法と金融商品取引法における内部統制の比較を通じ、理解を深めることとする。

1. 会社法と金融商品取引法における内部統制

会社法は第1条で「会社の設立、組織、運営及び管理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。」と定め、会社の株主・債権者の保護を図るために、会社経営の健全性を確保することを目指しており、内部統制システムの構築を求めている。

また、金融商品取引法は、第1条で「この法律は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、」と定められており、「財務報告に

係る内部統制報告」制度は、一般にJ-SOXと呼ばれ、上場会社等の企業内容の開示制度の1つとして位置付けられる。また、その対応とは、2007（平成19）年2月に企業会計審議会から公表された「意見書」への対応を意味する。

会社法・金融商品取引法の目的・対象等の違いにより、自ずとそれぞれが求める内部統制も違ったものとなっている。

2. 会社法及び金融商品取引法における内部統制の比較

(1) 内部統制の対象

会社法は、内部統制の対象を業務全般と定め、金融商品取引法では、内部統制の対象を財務報告と定めている。

会社法では、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」（会社法362条4項6号、会社法施行規則100条）等、その対象は業務全般である。

また、金融商品取引法では、「……当該会社の属する企業集団及び当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制について、内閣府令で定めるところにより評価した報告書……」（金融商品取引法24条の4の4）等、その対象は財務報告である。

(2) 内部統制の範囲

会社法では、内部統制の範囲を企業集団と定めているが、金融商品取引法では、内部統制の範囲を連結ベースとして定めている。

すなわち、会社法では、「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」（会社法施行規則100条1項5号）としている。

また、金融商品取引法では、「連結財務諸

表を構成する有価証券報告書提出会社及び当該会社の子会社並びに関連会社」としている。

(3) 実施すべき義務

会社法では内部統制システムの基本方針の取締役会での決議等の実施を定め、また、金融商品取引法では内部統制報告書の提出等を求めている。

すなわち、会社法では、内部統制システムの整備に関する事項を取締役会で決定しなければならない（会社法362条4項6号、大会社・委員会設置会社）としている。

また、金融商品取引法では、「……事業年度ごとに、当該会社の属する企業集団及び当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制について、内閣府令で定めるところにより評価した報告書（以下「内部統制報告書」という。）を有価証券報告書—中略—と併せて内閣総理大臣に提出しなければならない。」（金融商品取引法24条の4の4）としている。

(4) 内部統制システムの具体的な項目・内容

会社法では、会社類型ごとに構築すべき内部統制システムの項目を列挙しているが、具体的なレベルは明示していない。

また、金融商品取引法では、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に合った内容を求めている。

なお、同基準は、「内部統制の基本的枠組み」「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」「財務報告に係る内部統制の監査」の3部から構成されている。

(5) 開示の方法

会社法では事業報告、金融商品取引法では内部統制報告書による。

会社法施行規則118条2号にて、事業報告における決議内容の開示を求めており、また、金融商品取引法24条の4の4にて、内部統制報告書の提出を定めている。

3. 会社法と金融商品取引法の内部統制の関係

会社法と金融商品取引法の内部統制の関係は、①両者は異質なものである。②財務報告に係る内部統制は会社法に係る内部統制に含まれる。との2つの考え方があると言われている。

①異質説は、前述の比較で述べたとおり、根拠法令（会社法、金融商品取引法）、内部統制の対象（業務全般・財務報告）、義務の対象（大会社・委員会設置会社、上場企業）などの違いを踏まえた考え方であり、また、②同質説では、会社法での内部統制は範囲・対象先等が広範であり、その中に財務報告の内部統制は包含されるとの考え方によるものである。

現場の感覚では、この2つの内部統制は別個のものとは言いがたく、相互に密接に関連しており、より良い内部統制システムの構築のためには、両者の違いは認識するものの、2つの内部統制が融合したシステム作りが求められているとの理解であり、下記の2点を特記したい。

- (1) 上場会社は、不特定多数の投資家の投資対象であり、有価証券報告書などの財務報告の信頼性の確保は特に重要であるとの観点から、会社法に加え金融商品取引法で詳細な規定・罰則が定められている。
- (2) 金融商品取引法による財務報告に関する内部統制では、非財務リスクはカバーしていない。会社は、財務リスクのみならず非財務リスクを含む全てのリスクを適切に管理することが求められている。

第7章 内部監査の現場(1) 内部監査部門におけるJ-SOX対応(1)

これまで述べてきたように内部監査への期待が高まる一方で、企業の内部監査部門が

J-SOXにどのように対応してきたのか、A社の監査部に籍を置き、決算・財務報告プロセスの評価業務に当たってきた研究会メンバーから以下のような報告があった。

A社では、2006（平成18）年6月制定の金融商品取引法により内部統制報告制度が導入されたことを受け、同年10月に専任部署として内部統制推進部が設置され、監査部からも2名が異動して、グループにおける内部統制の整備と文書化をスタートさせた。

2007（平成19）年2月に「意見書」が公表され、J-SOX対応業務が具体的になるにつれ、決算・財務報告プロセスは専門的な知識が必要ということで、文書化の支援を監査部で行うことが要請された。監査部で要請を受けるに当たって、内部統制の整備と文書化はグループ各社が責任を持って行い、監査部の役割はあくまでも文書化の支援であるという整理を行い、後のJ-SOX監査が自己監査とみなされないことを監査法人に確認したうえで、同年4月から2名が文書化の支援に当たることになった。文書化を進めるに当たり、監査法人と評価範囲の協議を行ったが、売上規模が小さく影響が僅少であることから評価対象から除外して考えていた事業拠点（連結売上に占める割合が0.2%）についても、新たにグループインした会社については、監査法人としても状況が十分に把握できていないという理由からだと思われるが評価対象に加えることを要請され、最終的に連結対象会社31社のうち10社を評価対象とし、売上のカバー率は97%となった。

2008（平成20）年度になり、J-SOX対応のフェーズが文書化から評価に移ったことで、監査部は全員がJ-SOX対応に当たることになった。監査部の社員数は年度当初7名であったが、9月には12名に増員され、更に派遣社員を7名採用し、最終的には総勢19名でJ-SOX対応に当たってきた。

内部統制の整備・運用状況の評価に当たっ

て、監査法人から要請されたのは帳票への押印の確認であった。どこも同じような要請に窮していたと思われ、2008（平成20）年6月24日に追加公表された「内部統制報告制度に関するQ & A（問47）」において、「……必ずしも、業務の実施者がすべての関連書類に印鑑を押印することは求められてはいない。……業務の実施者がすべての関連書類に印鑑を押印しているという形式が重要なのではなく、内部統制が有効に整備及び運用されていることを確認できることが重要であると考えられる」とされている。しかしながら監査法人の押印へのこだわりに変化はなく、期中の評価において各社の経理部に対して関連帳票への押印の徹底を依頼してきた。内部監査人による評価においては、関連帳票の閲覧、担当者へのヒアリング等を通して総合的に評価できるが、監査法人による内部統制監査では、限られた時間で内部統制の有効性を評価するために形式にこだわらざるを得ないのかもしれない。しかしながら、経理部からの「押印があれば内部統制が有効と認められるのであれば、J-SOX対応が形骸化しかねない」という発言に監査法人はどう答えるのだろうか。

2008（平成20）年度は初年度ということで、四半期決算ごとに評価を繰り返し、関連帳票への押印の徹底を図ってきたことで、期末時点で押印のもれはなくなったが、他の事案で何件かの不備が発見されたが、重要な欠陥には相当しないと判断し、内部統制は有効である旨の内部統制報告書の提出に至った。並行して行われた監査法人の内部統制監査でも重要な欠陥は発見されず、無限定適正意見を得ることができた。

初年度のJ-SOX対応を振り返ってみれば、監査法人から無限定適正意見を引き出すことが最優先で、内部監査機能としては後退した感がある。企業の内部監査部門としては、業務の有効性・効率性、コンプライアンスの

監査も重要であるが、2008（平成20）年度はこれらの監査を全く行うことができなかった。2年目を迎え、J-SOX対応を監査法人主導から会社主導に変えるとともに、J-SOX監査を効率化し、本来内部監査部門に期待されている監査とのバランスをとっていくことが今後の課題となっている。

第8章 内部監査の現場(2) 内部監査部門におけるJ-SOX対応(2)

B社においては、J-SOXに対応する内部統制の構築は比較的早期（2006（平成18）年初め）から、業務改革と内部統制構築を担う統括部門が新設され進められた。しかしながら、業務改革との同時並行で進捗が難航し遅れたため内部統制の評価スケジュールも逼迫する結果となった。

2007（平成19）年度末までの構築フェーズにおける内部監査部門の係わりはごく限定的なもので、1名のみがアドバイザーとしての役割を果たしていた。この段階では、どの部門が内部統制の評価を担当するのかは曖昧な状況であった。当時、内部監査部門は部門長以下数名の貧弱な体制であったし業務知識も内部統制の知識も不足していたからである。

しかしながら、2008（平成20）年度の評価開始フェーズに入ると、独立的立場は他に変えられないとの判断から、内部監査部門が評価主体となる方針となり、内部監査要員は統括部門と共同で可能な範囲での評価に着手した。

評価フェーズ（2008（平成20）年9月～）になると、統括部門で文書化を担当していた数名が内部監査部門へ異動し全面的に評価を担う体制となり、本格的評価に突入した。しかしながら、時間不足と試行錯誤による混沌とした状況下では、統括部門から異動してきた要員が即戦力として評価業務を主導せざる

を得なかった。そのような体制で進められた評価での不備の判断は内部監査での問題点把握の視点とは異なり、財務報告に影響があるか否かに限定された。また、スケジュールの逼迫により統括部門との一体的対処を余儀なくされ、更に監査人との協議、意向の影響により独立的・客観的立場の維持は困難な状況であった。

幸い、B社における2008（平成20）年度評価は完了に漕ぎ着け、全体として有効との判断になった。しかし、その間はJ-SOXの評価業務対応に席卷され、通常監査はかなり縮小せざるを得なかったため、上記の評価に関わる問題点に加えて必要な内部監査をいかにして実施するかという課題を持ち越した。

B社と同様に、J-SOXの評価対応のため内部監査部門の増員を急遽図った会社が多い。そういったケースでは、その要員に内部監査の基礎知識や能力が必ずしも備わっている訳ではなく、検査作業と発見事項の指摘に終始してしまう傾向にあるのではないだろうか。本来、内部監査では、発見事項に対して調査結果を踏まえて原因まで踏み込んで分析・判断し、その結果により根本的原因に対する改善提案を目指す姿勢が必要である。しかし、そもそもJ-SOXの評価では、発見された不具合の財務報告への影響の大きさのみで判断され、その不具合への対処に重点が置かれる。内部監査部門が評価業務に席卷されるとしたら、内部監査の理想が片隅に追いやれ、監査品質の低下が危惧される。

J-SOX対応を抱える多くの内部監査部門における2年目の課題として、内部監査と内部統制評価の効率化・省力化、及び最低限の通常監査の遂行が挙げられる。一方、内部統制評価は内部監査の一環で進めるべきか、それとも評価業務として分離し効率性を重点に邁進するべきか迷うところであるが、各社の内部監査部門がどのように取り組むかは各々で模索し決定することが必要となる。

第9章 内部監査の現場（3） リスク評価

内部統制監査を実際に始めるに当たり、「リスク評価」はいわば監査を行う上でのロードマップに当たるものであり極めて重要である。「リスク評価」はCOSOフレームワークにおける5要素の1つとしても構成され、以下のとおり定義付けられている。

- リスクの評価とは、事業体の目的の達成に関連するリスクの特定及び分析である。
- リスクの分析は、次のプロセスで行われる。
 - * リスクの大きさを見積もる
 - * リスクが現実化する可能性（または頻度）を評価する
 - * リスクの管理方法（必要な対応）を検討する

この定義の内容そのものについては納得性もあり、理解も特段に難しいものではないが、しかしこれを実際にどのように実現するか、その具体的な手法については不明な点も多く監査の現場では戸惑うケースも多いのではないと思われる。

「リスク」に基づいて監査を行うという考え方自体は、財務諸表監査で以前より採用されていたものである。監査対象の企業規模が極端に拡大し、監査も全項目を網羅的に検査する方法は実務的にも機能しなくなり、サンプリングベース（試査）へと大きく方向転換した際に、これに理論的バックボーンを与えたのが「リスクアプローチ」であった。つまり、財務諸表の表示に不正が起きやすい「リスク」がその基準とされたのである。この「リスクアプローチ」の概念は長年、公認会計士や企業の財務経理担当者等会計プロの限られた関係者間で共有されて来たが、US-SOX法が施行され内部統制整備と評価の必要性から、広く関心が持たれることとなった。

しかしUS-SOX法導入当初、内部統制監査の手続きを定めたPCAOBの「監査基

準第2号」では、この肝心のリスク評価の具体的な方法と位置づけが不明確であり、結果的に実務の現場では大きな混乱が生じた。会計監査人が内部統制監査につき意見表明することを求められたこともあり、業務プロセスの詳細な積み上げベースでの文書化が要請され、またこれに基づく監査が実施されたため、結果的に膨大な作業と費用が発生したのである。

PCAOBは、この批判を深刻に受け止め2006年12月に監査基準第2号の修正である「監査基準第5号」を発表。SECも同時期に「財務報告に係る内部統制についての経営者報告書」にて「会社の財務報告にとって重大でありかつリスクが高い事項を決定し、それらについて内部統制を運用及び評価することを経営者に求める」(注)川村眞一著『内部統制と内部監査』同文館出版)ことが明確にされ、いわゆる「トップダウンアプローチ」へ舵が切られた点は大変に注目される。まさに「木を見て森を見る」から「森を見てから木を見る」ことへの転換であり、これはJ-SOXの実施基準でも採用されているところだが、実務の現場からは膨大な内部統制構築と評価の作業を効率的にさばく上での重要な指針であると言える。

しかし、監査基準第5号でリスク評価の重要性に関する位置づけは明確になったものの、実施方法については依然、概念的なままであり、どのような頻度、範囲、深度、手法で、また「トップダウン」の判断と看做されるには機関としてどのような最終決定をするべきなのか、その具体的な実務指針書は意外と少ない。そのため、リスク評価を内部統制の現場に導入するに当たり、リスク評価作業自体が目的化してしまい、現場での日常的業務プロセスから遊離する、あるいはリスク評価結果も「監査」や「検査」における「指摘事項」と同様のものであるとの誤解(端的に言えば、現場での「やらされ感」)がどうしても多いというのが現実ではないだろうか。

一方、COSOは2004年9月に発表した「全社的リスクマネジメント(以下、「ERM」という)」において、全社リスクを横串に刺し常時状況をアップデートできる大規模な管理体制構築を推奨しており、理想的にはその結果が内部統制評価に適宜反映されることで、現場での営業プロセスからの遊離感は相当に解消される可能性はある。しかし、ERMは、その構築の仕方次第では、そのコストと手間は膨大なものとなることが予想されることから、ERMを導入することを決定したとしても、会社の置かれた環境を踏まえ、段階的な導入が現実的であり、即効性のある取り組みと言えないのではないだろうか。

以下で、比較的初期段階にある内部統制のプロセス整備の現場にて、簡便性があり、かつ現場の感覚から遊離することのない現実的な手法(正確には、いくつかの手法の組合せ)で初年度リスクプロファイリングの導入を試みたC社での事例を紹介したい。

<アンケート方式とファシリテーション方式を併用してのリスク評価>

- ① C社で発生する可能性の高い「一般リスク」につき現場の責任者である各ユニット長から自由記入方式のアンケートに回答する形で聴取
- ② 回答結果を分析し、同様な指摘をまとめて整理しリスク評価シートの形に整理
- ③ 一方、「財務報告に係る不正リスク」に焦点を絞った評価シートについても、別途、事務局がアサーションと影響する勘定科目との関連を明確にした形で用意し、上記「一般リスク」とあわせ2側面からのリスク評価を実施。これらの評価シートは項目毎に、それぞれの「発生可能性」と「影響額」を点数(リスク大:3点、リスク中:2点、リスク小:1点)をつけて評価できるようにする。
- ④ 上記点数による評価は再びアンケート形式で回答を求めることも検討したが、本方

式は短時間でかつ広範囲に実施できる一方で、意図が十分に伝わらずに「リスク低(1点)」と安易に回答される可能性が大きいと判断。少人数グループでのファシリテーションミーティングを複数回実施し、主旨をよく説明した上で、ディスカッションを通じて点数を決める方式を採用することとした。

- ⑤ C社は本店と支社支店において統制環境に大きく差があることが外部監査人に昨年度の監査報告書の中で指摘されており、またマネジメントもこれを認識していることから、ファシリテーションは本店と支社支店に分け2時間のセッションを2回ずつ、合計4回(8時間)かけて実施された。
- ⑥ ファシリテーションではファシリテーターが、焦点となっているリスクにつき参加者の理解が十分であり、また課題認識が共有されていることを確認しつつ議論を進め、項目ごとに慎重に点数を参加者合意の上で決定してゆく作業を繰り返す。ファシリテーションの内容は原則非公開の議事録にて記録を残す。
- ⑦ 評価結果を取り纏め、点数の高い上位3項目を当年の重点管理を行うべきリスクとして決定。C社は年最低1回のリスク評価実施がコーポレートガバナンス規程の中で定められており、本リスク評価結果は取締役会にて報告され正式承認された後、社内へ周知徹底される。

<リスク評価を実施してみた上での課題認識>

上記のリスク評価方法での課題認識は以下のとおり。

*アンケート形式だけではなくファシリテーションを組み合わせることで、リスク評価の意義が十分に伝わり現場の実情を良く反映した結果を得ることが出来た。また評価者のみならず被評価者にとり内部統制の実態についての意外な「気づきの場」ともなった。

*被評価者にとり内部統制の概念浸透のための良い教育の場ともなり、またその理解が進むことで、「やれと言われたからやる」と言った現場での「やらされ感」が相当に減ったとの印象あり。

*しかし、一方でこのリスク評価を単発のイベントとして終わらせるのではなく、その結果をPDCAサイクルの一環として現場での内部統制活動の構築や改良等に具体的に結びつけるのは意外に難しい。未だ顕在化していないリスクへの対応策を、予防として事前にいざ実際に導入するとなれば、現場への説得はハードルがなかなか高い。

*また会計監査人と情報共有を行い、彼らの実施する内部統制監査等の監査において、自社リスク評価結果が一部でも依拠して貰えるようになるのが理想であるが、そこまで到達するには、まだまだ手続面等で工夫が必要である。

第10章 内部監査の現場(4) 生命保険会社の内部統 制と企業破綻

これまで、U S - S O X法及び日本における内部統制報告制度において、企業の内部統制に関して内部監査人の役割が、急激に増大したことを述べてきた。

平成に入ってから生命保険会社の相次ぐ破綻事例から、内部統制の重要な構成要素である「統制環境」がどうであったか、このようにときに内部監査部門は何ができるのかについてふれてみたい。

2009(平成21)年5月現在、46の生命保険会社が生命保険協会に加入し国内で事業を展開している。その組織形態は、生命保険会社(以下、生保)特有の相互会社、または株式会社、少数ではあるが委員会設置会社となっており、コーポレートガバナンス構築の重要な一機能として内部監査部門が位置づけられ

ている。その役割は一般の事業会社と同様に、主に全国に展開する営業部門と保険料収納、保険金支払、資産運用、収益管理部門等の本社組織を監査し、その結果を報告することにより、経営陣等は内部統制システムの有効性を判断することになっている。

1997（平成9）年に日産生命が戦後初めて経営破綻してから、2001（平成13）年までの4年間で7社が相次ぎ破綻し、会社法及び金融商品取引法施行後の2008（平成20）年には更に1社が経営破綻している。これらの会社は、諸外国の生保破綻事例と比較してそれぞれに歴史が長く、中堅規模の生保であったことが特徴的である。破綻生保の外的な要因には、1980年代に個人年金や一時払い養老保険等の貯蓄性商品を多く販売し、バブル崩壊後も資産の売却等で決算をしのいでいたもの、1994（平成6）年度決算では生保7社が経常赤字に陥るなど経営環境の悪化が続いていた。

一方、内的な要因には経営者に関する事柄があげられ、保険計理人が財務的な面から警告を発してもリーダーシップを発揮しなかったこと、決裁権限を無視する経営者の行動が見受けられたこと、更には危機意識の欠如等が相俟って破綻に至っている。

株式会社の株主総会に当たる相互会社の「社員総代会」においては、多くの会社では経営陣への忠告もなく形骸化しており、株式会社形態の会社であっても、非上場のためもあり統制が働きにくい環境にあった。更に、規制当局の関心は、決算と資産内容、各業務確認が中心であった。

破綻生保のいずれの会社にも、内部統制に関して大きな役割を担う内部監査部門は存在しており、多くの事象から経営者の見識の不足は認識されていたものと思われる。しかしながら、社員総代会や株主総会或いは取締役会が、経営者に対して統制が働かない状況において、監査役会等が経営者に対して警告を

発することができたのか、内部監査部門の監査結果の経営陣等への報告が、その後の経営や統制活動に利用されたか、はなはだ疑問である。このような、経営者による統制環境を軽視する状況、いわゆる全社統制に「重要な欠陥」がある状況においては、内部監査部門の存在は重きが置かれず、とりもなおさず内部統制は機能しないものとなってしまっていたのではないかと推察される。

第11章 内部監査の現場(5) シンガポールにおける 内部統制と内部監査について

ここで少し違った角度からの考察を行いたい。

当地では、当地固有のU S - S O X法やJ - S O Xに相当する言わば「Singapore-SOX」のフレームはない。アジア隣国から少しでも優位を保つことが国力を高め、海外の進出企業を受け入れる条件であることは容易に推測される。大まかに言えば、規制は最低限のフレームのみとし、そのフレームの中でどのような枠組みを行うかは各企業に任せられるという建付けである。ただし、最低限の守ることだけをやればよいというのは誤解であり、各企業が独自の考え方でどのような統制を維持させていくかという説明責任を果たしていくことが求められている。ここを誤解して対応すると、当地域で内部統制上の問題が発生する原因となる。

税制上のメリット、インフラの整備状況から、アジア地域の統括会社を当地に置いているケースも多いと思われるが、多くの日系企業はJ - S O Xの枠組みをどのように維持していくかということに腐心している。

さて、内部監査のJ - S O Xにおける役割は本研究会でも、いろいろな角度から議論されている。東南アジアという風土の中で、い

かに透明性のある運用を構築できるかという点から、J-SOXの運用からは外れた立ち位置に重点を置いた監査活動も1つの考え方であると思われる。

最近は減っていると思われるが、東南アジアではともすると外国人が独善的に振舞っているケースもないわけではない。また、行動はそのようなものでなくても、基本的な考え方・本質の根底に同じ考え方があるのではないと思われるケースもある。かかる環境下、内部統制の重要性を職員に理解させ、実際の業務へ統制の徹底を促進していくことが、当地内部監査の使命の1つである。内部監査の体制・手法の整備を地道に進めるとともに、周辺の各地に内部監査のプレゼンスをいかに高め、活動を行うかが重要となっている。

終章 内部統制報告制度（J-SOX）と内部監査（まとめ）

序章で述べたように、当研究会では2008（平成20）年3月から「内部監査はU-SOX法の中でどのようなかわりを持つのか、どのような役割を期待されたか。またJ-SOXによりどのような役割を割り当てられ、どのような役割を担う必要があるか」を最終的な課題としつつ、毎月テーマを定めて報告、討論を積み重ねてきた。その成果を前章まで順次紹介してきた。

「内部監査はU-SOX法の中でどのようなかわりを持つのか、どのような役割を期待されたか。」という課題については、第2章までで考察されている。

第1章では、米国において1930年代からの内部統制に関する議論の蓄積、また1977年制定の海外不正支払防止法における刑事罰を伴う内部統制構築義務付け以降の経験があり、U-SOX法はその延長線上に位置づけられることが紹介された。

また第2章で、U-SOX法の成立によって、内部監査人の役割が急激に増大する一方、経営者が自らの責任において行うべき内部統制の構築を内部監査人に担当させる等の弊害が見られたこと、これに対してIIAが、「U-SOX法第302条及び第404条における内部監査の役割」を発表し、企業のU-SOX法対応における内部監査人の関与と役割を明確に示したことが紹介された。

この文書の要点を再度確認しておく、

* U-SOX法対応に当たっても内部監査の国際基準の遵守が前提となること

特に客観性と独立性の維持が最重要であること

* U-SOX法対応によって内部監査の本来の機能を損なってはならないこと

* U-SOX法もコンプライアンス・リスクのone of themとして取り扱うべきこと

* 独立性と客観性が損なわれる場合には取締役会等で確認すべきこと

* 許容される内部監査活動と許容されない内部監査活動の具体例

等、内部監査人の本来の活動の中で、適切にU-SOX法対応を位置付けていくべきことが示されており、日本の内部監査人がJ-SOXに対応する場合にも、この文書の示した考え方に沿って対応することが有効と考えられる。

次に、「内部監査はJ-SOXによりどのような役割を割り当てられ、どのような役割を担う必要があるか」という課題については、第3章から第11章において、J-SOXの制度自体の分析と、各社の実務経験の紹介を組み合わせて考察されている。

ここでの議論を総括すると、第1に、J-SOXにおいては、内部統制体制の重要な要素として、内部監査の重要性が認識され、期待が高まったことが確認された。

内部監査は従来、監査役や監査法人と異なり、法的な裏付けを持たない単なる任意設置

機能に過ぎなかったが、J-SOXによって、初めて法規範の中で認知されたとも言われる。内部統制の主要な要素として位置付けられた内部監査の未整備は、重要な欠陥に該当する可能性があるため、上場会社においては内部監査部門の設置が事実上義務付けされたかの意識が広まった。

加えて、内部統制評価・監査基準において、経営者の内部統制評価の体制として既設の部署、特に内部監査の活用を容認し、内部監査部門の活用を例示したことや、外部監査人の内部統制監査で内部監査結果を条件付きで利用する可能性に言及したことも、内部監査への期待が高まる要素となった。

この間の日本の内部監査組織の増加を数字で確認しておく、日本内部監査協会の法人会員数は、2005（平成17）年3月末では1,217社であったが、2009（平成21）年3月末では2,122社と1.7倍に増加している。

一方で、J-SOXが、その重要な要素として内部監査を位置付けたことから、J-SOX施行前後の内部統制体制の構築局面、更に施行後の評価局面双方において、既存の内部監査組織が安易に利用され、内部監査本来の役割がなおざりにされる傾向を生じた。

まず構築局面では、J-SOX対応組織に内部監査部門が深く関与する、あるいは少なくとも要員を派遣する等の事例が多くの組織で見られ、通常の業務監査を犠牲にして対応せざるを得ない状況も生まれた。

評価局面でも、内部統制評価を内部監査部門が担うことは当然との認識が一般的で、無関与を貫いた内部監査部門は少数であったものと推察される。当研究会で紹介された事例においても、A社では、増員者を含め全員がJ-SOX対応に従事、B社でも大半がJ-SOX対応に従事したと報告されている。

経営者がJ-SOX対応を既存の人員の中で行おうとする場合に、内部統制の専門家である内部監査部門に多くを頼らざるを得ない

ことは止むを得ない面もあるが、J-SOX対応に勢力を殺がれた結果、内部監査本来の役割がなおざりにされた傾向は否めない。特に、J-SOXが対象とする財務報告リスクは、会社全体のリスクの一部に過ぎず、広範な非財務報告リスクにも目を配れるリスクベースの監査を確保するには、J-SOX対応に内部監査が緊密に組み込まれる状況は決して好ましいものでは無いと考えられる。

以上を踏まえて最後に、J-SOXと内部監査における今後の課題をまとめてみたい。

先ず、各組織体においては、J-SOXの存在を前提とした内部監査のあり方を再構築する必要がある。J-SOX対応オンリーは異常事態であるとの自覚を持って、全体リスクの中でJ-SOXリスクを適切に位置付けて、バランスのとれた監査計画を策定し実施していくこと、その中で、J-SOX対応の中で得られた新たな内部統制評価手法、リスク評価手法等を生かしていくことが必要と思われる。

内部監査部門が、非財務リスクを含めたERMをベースにした内部監査という本来の姿に立ち戻り、その中にJ-SOX対応も適切に位置付けるという方向に進むためには、経営者の啓発も必要である。内部監査に関わるものは、内部監査とJ-SOXとの関わり方を整理し、その上で、独立性と客観性を確保しながら、保証及び助言活動を通じて価値を付加し組織体の運営を改善するという内部監査のあるべき姿、役割を、積極的にアピールしていくことが重要と思われる。

本報告書をもって、当研究会はひとまず活動を終えるが、各メンバーはJ-SOXの運用に直接・間接に携わっていく中で、今後もJ-SOXと内部監査の適切な関わり方について更に考察していきたい。

<引用文献>

* 町田祥弘著『内部統制の知識<第2版>』

- (2008) 日本経済新聞出版社
- * 柿崎 環著『内部統制の法的研究』(2005) 日本評論社
- <参考文献>
- * 戸村智憲編著『E R MレビューVol.1』星雲社
- * 三井秀範稿「内部統制報告制度の円滑な実施に向けて」『月刊監査研究』2008年6月号
- * 鈴木克昌・浜口厚子・児島幸良共著『会社法・金商法下の内部統制と開示』商事法務
- * 國廣 正・小澤徹夫・五味祐子共著『内部統制とは、こういうことだったのか』日本経済新聞出版社
- * 川村眞一著『内部統制と内部監査』同文館出版
- * 植村信保著『経営なき破綻 平成生保危機の真実』(2008) 日本経済新聞出版社

< C I A フォーラム研究会No.26メンバー > (敬称略・氏名五十音順)

座 長：瀧川 雅直

メンバー：石澤 康孝／小川 泰／沖本 勝／小畑 健介／角田 善弘／佐藤 昌樹／柴田 聖彦
／高山 朗／竹中 裕昭／田中 久男／塚本 健男／町田 宏行／松信 正志／
三好 義洋／山下 悟／吉田 健一郎

山下悟氏は、C I A フォーラム及び当研究会の主導的なメンバーとして長く活躍され、今回の研究においても貴重な発表資料を遺されましたが、2009(平成21)年7月4日、逝去されました。

茲に謹んでご冥福をお祈りすると共に、感謝の意を込めて本稿をご霊前に捧げます。

2010年内部監査人協会 (I I A) 国際大会開催案内

< 於：アメリカ・アトランタ >

年に一度開催される内部監査人協会 (I I A : The Institute of Internal Auditors, Inc.) の国際大会が、2010年はアメリカのジョージア州アトランタにおいて、“Auditing Through Leadership (A T L)” をテーマに開催される予定です。

世界中の内部監査人が2,000人以上も集まり、最新の内部監査とそれを取り巻く状況についての講演が行われる機会ですので、ぜひご出席をご検討ください。

詳細は同大会ウェブサイト <http://www.iaa2010atl.org/> をご参照ください。

開催日程：2010年6月6日(日)～9日(水)

開催会場：Georgia World Congress Center (アメリカ・アトランタ)